

# 琵琶湖国定公園の公園計画の変更案の概要

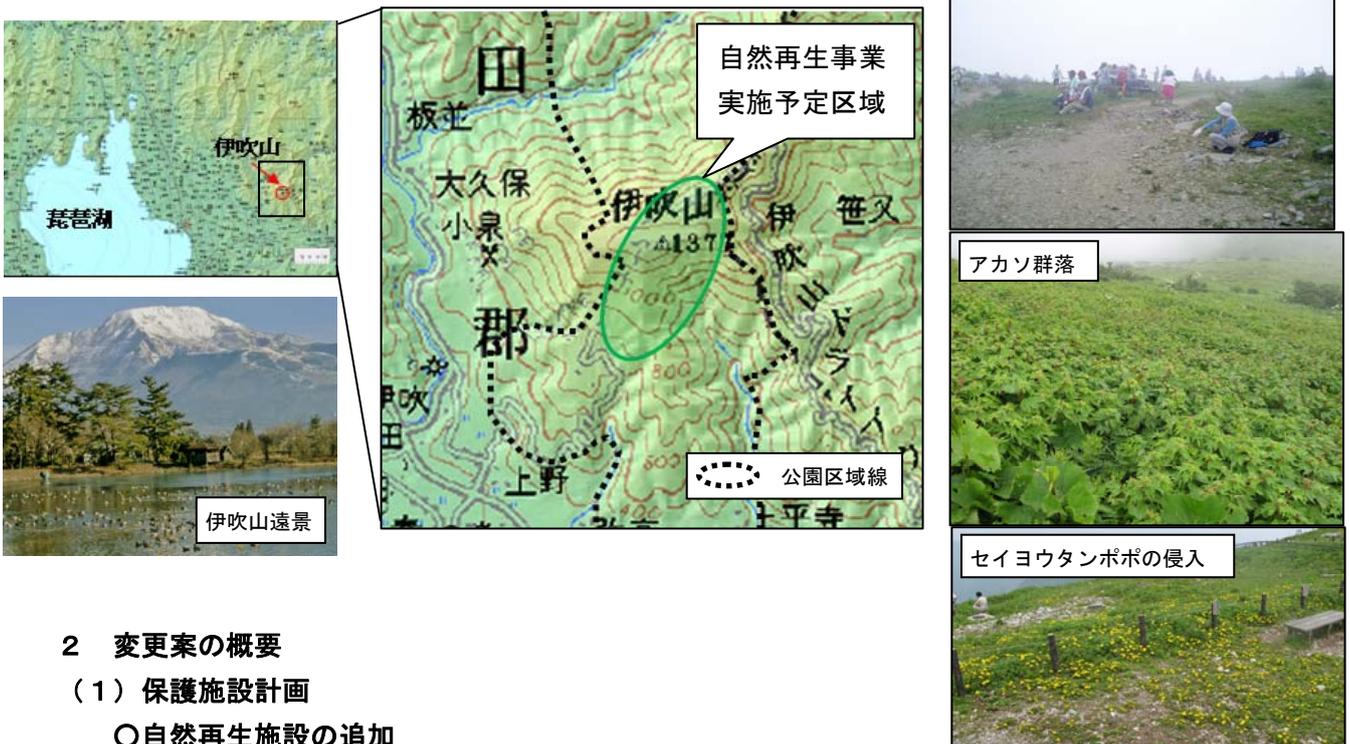
## 1 変更理由

琵琶湖国定公園は、我が国最大の湖である琵琶湖を中心に、その周囲に連なる山々と瀬田川（宇治川）の一带からなる公園であり、我が国で最初の国定公園の1つとして昭和25年7月24日に指定された。本公園の公園計画等については、平成4年5月に全般的な見直し（再検討）、平成10年8月に点検、平成17年7月に一部変更が行われている。

今回公園計画の変更を行う伊吹山は、石灰岩からなる滋賀県の最高峰（1,377m）であり、夏季を中心に多くの利用者がみられる。また、約1,300種の植物が生育する植物の宝庫として知られ、特別保護地区となっている山頂部のお花畑ではルリトラノオ、コイブキアザミ等9種の伊吹山固有種が見られ、平成15年7月に国指定天然記念物にも指定されている。

しかしながら、近年この伊吹山山頂及びその周辺部のお花畑において、利用者による踏みつけ、採草等が行われなくなったことによる植生遷移の進行、外来植物の侵入等により貴重な植生の劣化や自然景観への影響が生じている。

以上のような状況を踏まえ、自然再生施設の追加を内容とする公園計画の変更（一部変更）を行うものである。



## 2 変更案の概要

### (1) 保護施設計画

#### ○自然再生施設の追加

- ・滋賀県米原市（伊吹山）

自然再生事業については、伊吹山に関わる保全活動団体、学識経験者、地域住民、関係企業、関係行政機関等で構成する「伊吹山自然再生協議会」を設置し、本協議会が作成する伊吹山再生全体構想に基づいて実施する。具体的には、①利用者の踏みつけ等による被害対策として立入禁止看板や進入防止柵等の設置、②植生遷移対策としてアカソ、ススキ等のように適正な規模以上に拡大した植物の刈り取り、③外来植物対策としてセイヨウタンポポ、ヒメジョオン等の除草、等を検討している。これらにより劣化しつつある伊吹山の生態系の保全・再生を図る。